

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

# 奈良県公報

## 目次

ページ

○奈良県個人情報保護条例の一部を改正する条例(総務課)	一八	○奈良県結核検査協議会条例の一部を改正する条例(健康増進課)	五三
○奈良県立学校における授業料等に関する条例等の一部を改正する条例(総務課)	二〇	○奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例(農政課)	五四
○一般職の任期付職員採用等に関する条例等の一部を改正する条例(人事課)	四七	○国有財産特別措置法第五条第一項第五号に規定する土地の市町村への譲与に伴う関係条例の整備に関する条例(砂防課)	六〇
○奈良県職員定数条例等の一部を改正する条例(人事課)	四九	○奈良県高等学校等奨学金貸与条例及び奈良県特別会計設置条例の一部を改正する条例(教育委員会学 校教育課)	六〇
○一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(人事課)	五〇	○警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例(警察本部警務課)	六二
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(人事課)	五〇	○公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例(警察本部生活環境課)	六二
○県吏員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例(人事課)	五一	○案内人取締条例を廃止する条例(観光課)	六三
○県税事務所等設置条例の一部を改正する条例(税務課)	五二	○奈良県改良普及員資格試験条例等	六三
○奈良県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例(医務課)	五二		

を廃止する条例(農業水産振興課)

○職員の高齢者部分休業に関する条例(人事課)

○奈良県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(人事課)

○奈良県森林環境税条例(税務課)

○奈良県国民保護対策本部等に関する条例(消防防災課)

○奈良県砂防指定地等管理条例(砂防課)

○奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(出納局総務課)

○奈良県立図書館情報館条例(教育委員会生涯学習課)

### 公布された条例のあらまし

◆奈良県個人情報保護条例の一部を改正する条例

#### 1 実施機関

実施機関に、公安委員会及び警察本部長を加えることとした。

#### 2 個人情報収集の制限

(1) 実施機関が、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するときは、本人以外からの個人情報収集を制限しないこととした。

(2) 実施機関が、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するときは、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報の収集を制限しないこととした。

#### 3 個人情報提供の制限

(1) 実施機関が、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として、国その他一定の者以外のものから提供する場合であって、当該目的の達成に必要な限度で個人情報提供し、かつ、当該個人情報を提供することについて特別の理由があると認められる

ときについては、収集の目的以外の目的のための個人情報の提供を制限しないこととした。

(2) 実施機関が、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として警察庁又は他の都道府県警察に提供する場合であつて、個人情報について必要な保護措置が講じられていないと認められるときについては、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合による個人情報の提供を制限しないこととした。

4 個人情報取扱事務の登録及び閲覧

(1) 個人情報取扱事務の登録及び閲覧の規定を適用しない個人情報取扱事務として、次の事務を加えることとした。

ア 犯罪の捜査に関する事務

イ 国の安全その他の重大な利益に関する事務

(2) 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）に登録することにより、個人情報取扱事務の性質上、当該個人情報取扱事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、登録事項の一部を記載せず、又はその個人情報取扱事務について登録簿に登録しないことができることとした。

5 不開示情報

開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報は、開示しないこととした。

6 適用除外

開示、訂正及び利用停止の規定を適用しない個人情報として、次の個人情報を加えることとした。

(1) 刑事訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報

(2) 刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報

7 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

8 施行期日等

(1) 平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、(2)の一部については、平成十七年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県立学校における授業料等に関する条例等の一部を改正する条例

1 使用料及び手数料の額の改定等

次の使用料及び手数料の額の改定等を行うこととした。

(1) 奈良県立学校における授業料等に関する条例の一部改正関係

ア 奈良県立医科大学、奈良県立大学、奈良県立医科大学看護短期大学部及び看護専門学校

イ 看護専門学校

ウ 看護専門学校

エ 看護専門学校

オ 奈良県手数料条例の一部改正関係

カ 採石業登録申請手数料等の改定

キ 診療所開設許可手数料等の改定

ク 第一種医薬品製造販売業許可申請手数料等の新設等

ケ 旅館業許可申請手数料等の改定

コ 飲食店営業等許可申請手数料等の改定

カ 特例容積率適用地区における特例容積率の限度の指定申請手数料等の新設等

キ 奈良県心身障害者リハビリテーションセンター条例の一部改正関係

ク 奈良県心身障害者リハビリテーションセンターにおける文書手数料の改定

ケ 奈良県保健環境研究センター手数料条例の一部改正関係

コ 奈良県保健環境研究センターにおける食品検査の添加物検査に係る検査手数料等の改定

カ 奈良県立医科大学附属病院使用料及び手数料条例の一部改正関係

キ 奈良県立医科大学附属病院における文書手数料の改定

ク 奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手数料条例の一部改正関係

ケ 奈良県病院事業の用に供する病院における文書手数料の改定

(7) 奈良県工業技術センター手数料条例の一部改正関係

奈良県工業技術センターにおける醸造用水試験に係る試験手数料の改定

(8) 奈良県特殊車両通行許可申請手数料条例の一部改正関係

特殊車両通行許可申請手数料の改定

(9) 奈良県営プール条例の一部改正関係

奈良県営プールにおける屋内温水プールに係る使用料の新設

(10) 奈良県警察手数料条例の一部改正関係

ア 確認事務登録審査手数料等の新設

イ 確認事務登録更新手数料の新設

ウ 免許証交付手数料等の改定

2 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日等

(1) 平成十七年四月一日から施行することとした。ただし、次に掲げるものは

それぞれの日から施行することとした。

1の(2)のイ及び(10)のイ 規則で定める日

1の(1)のイ 平成十八年四月一日

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇一般職の任期付職員等の採用等に関する条例等の一部を改正する条例

一 一般職の任期付職員等の採用等に関する条例の一部改正

1 職員の任期を定めた採用

(1) 任命権者は、職員を次に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができることとした。

ア 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

イ 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

(2) 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を(1)に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために

必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができることとした。

2 短時間勤務職員の任期を定めた採用

(1) 任命権者は、短時間勤務職員を1の(1)に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができることとした。

(2) 任命権者は、(1)によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができることとした。

(3) 任命権者は、(1)及び(2)によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができることとした。

ア 地方公務員法の規定による修学部分休業又は高齢者部分休業の承認

イ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定による介護休暇の承認

ウ 地方公務員の育児休業等に関する法律の規定による部分休業の承認

任期の特例

3 特に三年を超える任期を定める必要がある場合として条例で定める場合は、次の場合とすることとした。

ア 1の(1)に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により1又は2により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で1又は2により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合

イ 1の(1)に掲げる業務に係る期間が1又は2により任期を定めて採用しよ

4 任期の更新

任命権者は、1又は2により任期を定めて採用された職員(以下「非専門的任期付職員」という。)の任期が三年に満たない場合にあっては、採用した日

から三年を超えない範囲内において、その任期を更新することができることとした。

5 非専門的任期付職員の給与の特例

(1) 非専門的任期付職員（企業職員である非専門的任期付職員を除く。(2)から(4)までにおいて同じ。）の給料月額は人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者が決定することとした。

(2) 非専門的任期付職員のうち2により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、(1)の額に、当該職員の一週間当たりの勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する条例に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とすることとした。

(3) 非専門的任期付職員には、一般職の職員の給与に関する条例に規定する昇給制度は適用せず、給料の調整額、管理職員特別勤務手当及び管理職手当を支給しないこととした。

(4) 任期付短時間勤務職員には、初任給調整手当、扶養手当、調整手当（医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対して支給するものに限る。）、住居手当及び単身赴任手当並びに特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当を支給しないこととした。

6 企業職員である非専門的任期付職員の給与の特例

(1) 企業職員である非専門的任期付職員には、管理職手当及び管理職員特別勤務手当を支給しないこととした。

(2) 企業職員である任期付短時間勤務職員には、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当及び退職手当を支給しないこととした。

7 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

二 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

1 任期付短時間勤務職員の一週間の勤務時間

任期付短時間勤務職員の勤務時間は、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十二時間までの範囲内で、任命権者が定めることとした。

2 任期付短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割振り

(1) 任命権者は、再任用短時間勤務職員に加え任期付短時間勤務職員についても、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの五日間において、週休日を設けることができることとした。

(2) 任命権者は、再任用短時間勤務職員に加え任期付短時間勤務職員についても、一週間ごとの期間について、一日につき八時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする事とした。

3 任期付短時間勤務職員の週休日

任命権者は、再任用短時間勤務職員に加え任期付短時間勤務職員についても週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、四週間ごとの期間につき八日以上週の週休日を設けなければならないこととした。

4 任期付短時間勤務職員の年次有給休暇

再任用短時間勤務職員に加え任期付短時間勤務職員についても、人事委員会規則の定めるところにより、一年についてその者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数以内の年次有給休暇をとることができるとした。

5 任期付短時間勤務職員の勤務時間、休日及び休暇等

勤務時間、休日及び休暇について、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則の定める基準に従い、任命権者が定めるものとされる臨時又は非常勤の職員から、再任用短時間勤務職員に加え任期付短時間勤務職員についても除くものとする事とした。

6 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

三 奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部改正

任期付短時間勤務職員には、退職手当を支給しないこととした。

四 知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正

特例期間における非専門的任期付職員の給料月額は、一の5の(1)又は(2)にかかわらず、一の5の(1)又は(2)の額から当該額に百分の二を乗じて得た額を減じて得た額とすることとした。ただし、手当（調整手当、超過勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当を除く。）の額の算出の基礎となる給料月額は、減額前の額と



することとした。

五 施行期日等

- (1) 平成十七年四月一日から施行することとした。
- (2) 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

◇奈良県職員定数条例等の一部を改正する条例

1 奈良県職員定数条例の一部改正関係

職員の定数について、次のとおり改めることとした。

知事の事務部局の職員

一般の事務部局の職員

県立病院の職員

奈良県立医科大学及び奈良県立看護短期大学の職員

県営水道の事務部局の職員

監査委員の事務部局の職員

教育委員会の事務部局の職員

人事委員会の事務部局の職員

2 県費負担教職員定数条例の一部改正関係

職員の定数について、次のとおり改めることとした。

県費負担教職員

3 奈良県立高等学校等職員定数条例の一部改正関係

職員の定数について、次のとおり改めることとした。

高等学校

盲学校、ろう学校及び養護学校

4 奈良県警察職員定数条例の一部改正関係

職員の定数について、次のとおり改めることとした。

警察官

警察官以外の職員

5 施行期日

平成十七年四月一日から施行することとした。

◇一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 農林業改良普及手当

手当の名称、月額及び支給対象職員を次のとおり改定することとした。

(1) 手当の名称

農林業改良普及手当 ↓ 農林業普及指導手当

(2) 手当の月額

職務に応じ、その者の給料月額に、百分の十二以内において人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額 ↓ その者の給料月額に百分の八を乗じて得た額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

(3) 手当の支給対象職員

農業（農民生活を含む。）、林業、蚕業又は開拓営農に関する改良普及事業に従事する職員で人事委員会規則で定めるもの ↓ 農業（農村生活を含む。）又は林業に関する改良普及事業に従事する職員で人事委員会規則で定めるもの

2 武力攻撃災害等派遣手当

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（同法において準用する場合を含む。）において準用する災害対策基本法に規定する職員で住所又は居所を離れて県内に滞在することを要するものに、武力攻撃災害等派遣手当を支給することとした。

3 施行期日

(1) 1の(3)及び2 公布の日

(2) 1の(1)及び(2) 平成十七年四月一日

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 寒冷地公署に勤務する職員の特殊勤務手当の廃止

十月三十一日において寒冷の地域に所在する公署として人事委員会規則で定めるものに勤務する職員に対し支給する特殊勤務手当を廃止することとした。

2 支給限度額の改定等

特殊勤務手当の支給限度額の改定等を、次のとおり行うこととした。

- (1) 家畜等の飼育管理作業に従事する職員の特種勤務手当  
畜産技術センターに勤務する職員が種雄牛の自然交配若しくは種雄牛若しくは種雄豚の精液採取のため若しくはこれらの作業の準備のために種雄牛若しくは種雄豚を御する作業又は家畜及び家さんのふん尿処理作業で人事委員会規則で定める作業に従事したときに支給する特種勤務手当を廃止することとした。
- (2) 爆発物の取締りに従事する職員の特種勤務手当  
ア 支給要件の改定  
人事委員会規則で定める職員が爆発物件の処理又は火薬類若しくは高压ガスの製造施設若しくは貯蔵施設における保安検査若しくは立入検査に従事したとき ↓ 人事委員会規則で定める職員が火薬類又は高压ガスの製造施設の災害調査に従事したとき。  
イ 支給限度額の改定  
従事した日一日につき 三〇〇円 ↓ 七五〇円
- (3) 狂犬病予防作業等に従事する職員の特種勤務手当  
支給限度額の改定  
従事した日一日につき 三〇〇円 ↓ 七〇〇円
- (4) し尿処理施設等の検査業務に従事する職員の特種勤務手当  
(5)の手当を受ける職員が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による産業廃棄物の最終処分場の立入検査の業務又はこれに相当する業務で人事委員会規則で定めるものに従事したときに適用される支給限度額を廃止することとした。
- (5) 家畜保健衛生業務、食品衛生監視業務等に従事する職員の特種勤務手当  
ア 支給限度額の改定  
ア 家畜保健衛生所に勤務し、家畜保健衛生所法に規定する業務に従事する獣医師及び家畜防疫員  
勤務一月につき 一三、八〇〇円 ↓ 一四、〇〇〇円  
イ 保健所又は食品衛生検査所に勤務し、立入検査等の監視業務に従事する食品衛生監視員及び環境衛生監視員  
勤務一月につき 一三、八〇〇円 ↓ 従事した日一日につき 七〇〇円

- 円
  - イ (5)の(ア)の手当を受ける職員が、牛海綿状脳症の検査のための牛の死体の解体作業に従事したときは、特種勤務手当を支給することとした。  
支給限度額  
従事した日一日につき 八〇〇円
  - (6) 重複支給の禁止規定の改定  
ア (5)の(ア)の手当を受ける職員には、防疫作業に従事する職員の特種勤務手当は、支給しないこととした。  
イ (5)の(イ)の手当を受ける職員には、防疫作業に従事する職員の特種勤務手当、狂犬病予防作業等に従事する職員の特種勤務手当及びし尿処理施設等の検査業務に従事する職員の特種勤務手当は、支給しないこととした
  - 3 その他  
所要の規定の整備を行うこととした。
  - 4 施行期日等  
(1) 平成十七年四月一日から施行することとした。ただし、3については公布の日から施行することとした。  
(2) その他所要の経過規定を置くこととした。
- ◇県吏員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 1 私有自動車等の車賃  
内国において旅行命令権者の承認を受けて私有自動車等（職員（その配偶者等を含む。）が所有するもので、公務に使用することについて旅行命令権者の承認を受けたものをいう。以下同じ。）を使用する旅行の場合における車賃の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（以下「法」という。）の規定にかかわらず、一キロメートルにつき十五円とすることとした。
  - 2 在勤地以外の同一地域内旅行の旅費  
鉄道、水路又は陸路の旅行で、かつ、行程二百キロメートル以上の旅行の場合において、公用の交通機関を利用する旅行（旅行命令権者の承認を受けて私有自動車等を使用する旅行を含む。）については、その実費額が当該旅行について支給される日当の額の二分の一を超える場合においても、法の規定による

額の鉄道賃、船賃又は車賃（旅行命令権者の承認を受けて私有自動車等を使用する旅行にあっては、1の額の手賃）を支給することとした。

3 日当

旅行命令権者の承認を受けて私有自動車等を使用する旅行の場合に支給される日当の額を、公用の交通機関を利用する旅行の場合に支給される日当の額と同額とすることとした。

4 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日

平成十七年四月一日から施行することとした。

◆県税事務所等設置条例の一部を改正する条例

1 事務所の廃止

奈良県自動車税事務所を廃止することとした。

2 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日等

(1) 平成十七年四月一日から施行することとした。

(2) 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

◆奈良県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

1 一般修学資金の廃止

一般修学資金を廃止し、国又は地方公共団体以外の者が設置する看護師学校等に在学する者で、県内に存する看護師等の確保が特に困難であると認められる施設等において看護師等の業務に従事しようとするものに修学資金を貸与することとした。

2 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日等

(1) 平成十七年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◆奈良県結核検査協議会条例の一部を改正する条例

1 協議会の設置等

(1) 結核予防法に基づき置くこととされる協議会は、次のとおりとすることとした。

郡山保健所

郡山保健所結核検査協議会

(2) 各保健所に置かれていた協議会を統合し、次の表の上欄に掲げる二の保健所について、同表の下欄に掲げる協議会を置くこととした。

葛城保健所及び内吉野保健所	葛城・内吉野保健所結核検査協議会
桜井保健所及び吉野保健所	桜井・吉野保健所結核検査協議会

2 組織

協議会は、委員四人で組織することとした。

3 任期

(1) 委員の任期は、二年とすることとした。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとした。

(2) 委員は、再任されることができるとこととした。

4 委員長

(1) 協議会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定めることとした。

(2) 委員長は、会務を総理し、協議会を代表することとした。

(3) 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理することとした。

5 庶務

協議会の庶務は、次に掲げる協議会の区分に応じ、次に定める保健所において処理することとした。

◇奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例

- ア 郡山保健所結核診査協議会 郡山保健所
- イ 葛城・内吉野保健所結核診査協議会 葛城保健所
- ウ 桜井・吉野保健所結核診査協議会 桜井保健所
- その他
- 6 所要の規定の整備を行うこととした。
- 7 施行期日  
平成十七年四月一日から施行することとした。

- 1 卸売業者の業務の規制の緩和  
卸売業者は、開設区域内において、その許可に係る卸売の業務としてする場合を除き、当該許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売その他の販売をしようとするときは、知事の承認を受けなければならないこととした。
- 2 卸売の相手方の制限の緩和  
卸売業者は、知事の承認を受けて他の市場の卸売業者との連携による集荷の共同化等並びに農林漁業者等及び食品製造業者等との連携による新商品の開発を目的に許可に係る市場の仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売を行うことができるものとする事とした。
- 3 自己の計算による卸売の禁止の廃止  
卸売業者が、市場における卸売の業務については、自己の計算において卸売をしてはならないとする規制を廃止することとした。
- 4 市場外にある物品の卸売の禁止の緩和  
知事が、電子情報処理組織を使用する取引方法等（以下「電子商取引」という。）により生鮮食料品等の卸売をすることについて、市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと認められた場合は、市場外にある生鮮食料品等の卸売ができるものとする事とした。
- 5 卸売業者の買受物品等の制限  
卸売業者が許可に係る部類に属する物品を卸売した場合、当該物品の販売の委託を引き受け、又は買い受けるときには、知事の承認を要するものとする事とした。

- 6 受託物品の検収  
電子商取引に係る受託物品の検収規定を追加することとした。
- 7 仲卸業者の業務の規制の緩和  
(1) 仲卸業者は、知事の承認を受けた卸売業者間の集荷の共同化等に係る契約に基づき、連携先の卸売業者から買い受けることができるものとする事とした。
- (2) 仲卸業者は、知事の承認を受けて、農林漁業者等及び食品製造業者等との連携による新たな国内産農林水産物の需要の開拓を目的に許可に係る市場の卸売業者以外の者から買い受けることができるものとする事とした。
- (3) 仲卸業者は、開設区域内において、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の販売をしようとするときは、知事の承認を受けなければならないこととした。
- 8 取引情報の公表内容の充実  
卸売業者は、卸売予定数量等について、売買取引の方法別に公表等を実施するものとする事とした。
- 9 買受代金の即時支払義務  
卸売業者が、仲卸業者及び売買参加者と支払猶予に関する特約を結んだときは、知事に届け出なければならないこととした。
- 10 物品の品質管理の方法  
(1) 知事は、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法を定めるものとする事とした。
- (2) 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、(1)の物品の品質管理の方法に従わなければならないこととした。
- 11 仲卸業者の財務に関する改善命令の基準の明確化  
知事は、仲卸業者の財産の状況が市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため、財産の状況につき是正を加えることが必要な一定の場合に、当該仲卸業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができるものとする事とした。
- 12 その他  
所要の規定の整備を行うこととした。



13 施行期日

規則で定める日から施行することとした。

◇国有財産特別措置法第五条第一項第五号に規定する土地の市町村への譲与に伴う関係条例の整備に関する条例

1 奈良県公共用水路等の使用料に関する条例の廃止

奈良県公共用水路等の使用料に関する条例（平成十二年五月奈良県条例第一号）は、廃止することとした。

2 奈良県事務処理の特例に関する条例の一部改正

(1) 国有財産法に基づく事務のうち、国土交通省所管の公共用財産の立入及び境界確定に関するもの並びに用途変更に関するものについては、天川村、下北山村及び上北山村が処理しないこととするものとした。

(2) その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日  
平成十七年四月一日から施行することとした。

◇奈良県高等学校等奨学金貸与条例及び奈良県特別会計設置条例の一部を改正する条例

一 奈良県高等学校等奨学金貸与条例の一部改正

1 奨学金の追加

知事は、従前の奨学金を修学支援奨学金として貸与するに加え、育成奨学金を、高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部を含む。）又は専修学校の高等課程（規則で定めるものに限る。）に在学する者で、原則として次に掲げる要件に該当するものに対し、貸与することができることとした。

- (1) 向学心に富み、学習態度及び学習状況が良好であると認められること。
- (2) 経済的理由により修学が困難と認められること。
- (3) 親権者又は未成年後見人が県内に住所を有すること。
- (4) 地方公共団体その他公共的団体から学資の貸与又は給付を受けていないこと。

2 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

二 奈良県特別会計設置条例の一部改正

1 特別会計の設置

育成奨学金の貸付けの円滑な運営とその経理の適正を図るため、奈良県育成奨学金貸付金特別会計を設置することとした。

2 歳入及び歳出

(1) 歳入

国庫支出金、貸付けに係る返還金収入及び附属諸収入

(2) 歳出

貸付金その他の諸支出

三 施行期日等

1 平成十七年四月一日から施行することとした。

2 その他所要の経過規定を置くこととした。

◇警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

1 警察署の管轄区域

添上郡月ヶ瀬村及び山辺郡都祁村を廃し、その区域を奈良市に編入する廃置分合の処分に伴い、警察署の管轄区域について、次のとおりとすることとした。

(1) 奈良県奈良警察署の管轄区域

奈良市（奈良県奈良西警察署及び奈良県天理警察署の管轄区域を除く。）

(2) 奈良県天理警察署の管轄区域

天理市  
奈良市のうち  
都祁南之庄町 都祁甲岡町 来迎寺町 都祁友田町 蘭生町 都祁  
小山戸町 都祁相河町 都祁吐山町 都祁こぶしが丘 都祁白石町

針町 針ヶ別所町 小倉町 上深川町 下深川町 荻町 都祁馬  
 場町  
 山辺郡 山添村

2 施行期日  
 平成十七年四月一日から施行することとした。

◇公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

- 1 深夜における静穏を害する行為等の禁止等
- (1) 何人も、深夜に、公安委員会規則で定める地域において、正当な理由がないのに、他人に迷惑を覚えさせるような次の行為をしてはならないこととした。
- ア 公共の場所において、うるつき、若しくはたむろして、又は自動車等に乘車して、人声、楽器、音響装置等の音を異常に大きく出すこと。
- イ 道路において、自動車等を、著しく遅い速度で走行させ、又は停車し、若しくは駐車している自動車等に並列に停車させ、若しくは駐車させること。
- (2) 警察官は、(1)に違反する行為をしている者があるときは、その者に対し、当該違反行為の中止を命ずることができることとした。
- 2 罰則
- (1) 1の(2)による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処することとした。
- (2) 過去三月以内に二回以上、1の(1)のイに規定する行為に關し1の(2)による命令を受けたことがある者で、1の(1)のイの規定に違反したものは、五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処することとした。過去三月以内に二回以上、1の(1)のイに規定する行為に關し1の(2)による命令を受けたことがある者で、1の(1)のイの規定に違反したものについても、また同様とすることとした。
- 3 罰則の引き上げ

罰則を次のとおり引き上げることとした。

- (1) 電話等による嫌がらせ行為等、つきまとい行為等及び卑わいな行為等  
 五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料 ↓ 六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金
- (2) (1)の常習者  
 六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金 ↓ 一年以下の懲役又は百万円以下の罰金
- 4 施行期日等
- (1) 平成十七年六月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇案内人取締条例を廃止する条例

- 1 条例の廃止
- 案内人取締条例（昭和二十三年八月奈良県条例第三十号）は、廃止することとした。
- 2 施行期日等
- (1) 平成十七年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。
- (3) 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

◇奈良県改良普及員資格試験条例等を廃止する条例

- 1 条例の廃止
- 次に掲げる条例は、廃止することとした。
- (1) 奈良県改良普及員資格試験条例（昭和二十七年十二月奈良県条例第六十八号）
- (2) 奈良県地域農業改良普及センターの名称等に関する条例（昭和三十三年十月奈良県条例第三十号）
- (3) 奈良県林業改良指導員資格試験条例（昭和三十三年四月奈良県条例第二十二号）
- 2 施行期日

平成十七年四月一日から施行することとした。

◇職員 の 修学部分休業に関する条例

1 趣旨

この条例は、地方公務員法の規定により、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする事とした。

2 修学部分休業

(1) 修学部分休業の承認は、一週間を通じて二十時間を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、三十分を単位として行うものとする事とした。

(2) 修学部分休業の対象となる教育施設は、次に掲げるものとする事とした。

ア 学校教育法に規定する大学及び高等専門学校

イ 学校教育法に規定する専修学校

ウ 学校教育法に規定する各種学校

(3) 修学部分休業の承認できる休業期間は、二年を超えない範囲内において必要と認められる期間とする事とした。

3 修学部分休業取得中の給与

職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、一般職の職員の給与に関する条例の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給料の月額並びに初任給調整手当、調整手当（給料の月額に対するものに限る。）、管理職手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当及び農林業普及指導手当並びに人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給することとした。

4 修学部分休業の承認の取消し等

(1) 任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする事とした  
ア 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。  
イ 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。

(2) 任命権者は、修学部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合においては、当該修学部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができる事とした。

5 その他

この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める事とした。

6 施行期日等

(1) 平成十七年四月一日から施行することとした。  
(2) 関係条例について、所要の規定の整備を行う事とした。

◇職員 の 高齢者部分休業に関する条例

1 趣旨

この条例は、地方公務員法の規定により、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする事とした。

2 高齢者部分休業

(1) 高齢者部分休業の承認は、一週間を通じて二十時間を超えない範囲内で、三十分を単位として行うものとする事とした。

(2) 高齢者部分休業の承認できる部分休業の期間の上限は、五年とする事とした。

3 高齢者部分休業取得中の給与

職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、一般職の職員の給与に関する条例の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給料の月額並びに初任給調整手当、調整手当（給料の月額に対するものに限る。）、管理職手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当及び農林業普及指導手当並びに人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給することとした。

4 退職手当の取扱い

高齢者部分休業の承認を受けて職員が一週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の二分の一に相当する期間を奈良県職員に対する退職手当に関する条例の規定により計算した在职期間から除

算することとした。

5 承認の取消し又は休業時間の短縮

任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で、当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた一週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができることとした。

6 休業時間の延長

任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができることとした。

7 その他

この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定めることとした。

8 施行期日等

- (1) 平成十七年四月一日から施行することとした。
- (2) 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

◇奈良県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

1 趣旨

この条例は、地方公務員法の規定により、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする事とした。

2 任命権者の報告

任命権者は、毎年九月末までに、知事に対し、前年度における職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る任用の状況、給与、勤務時間その他の勤務条件等人事行政の運営の状況を報告しなければならないこととした。

3 人事委員会の報告

人事委員会は、毎年九月末までに、知事に対し、前年度における次に掲げる業務の状況を報告しなければならないこととした。

ア 職員の競争試験及び選考の状況

イ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

ウ 勤務条件に関する措置の要求の状況

エ 不利益処分に関する不服申立ての状況

4 公表

知事は、2及び3による報告を受けたときは、毎年十二月末までに、2による報告を取りまとめ、その概要及び3による報告を次に掲げる方法により公表しなければならないこととした。

ア 奈良県公報に掲載する方法

イ インターネットを利用して閲覧に供する方法

5 その他

この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定めることとした。

6 施行期日

平成十七年四月一日から施行することとした。

◇奈良県森林環境税条例

1 課税の趣旨

県土の保全、災害の防止、自然環境の保全、水源のかん養等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費の財源を確保し、ひいては林業労働者の雇用の確保等に資するため、奈良県税条例（以下「県税条例」という。）に定める県民税の均等割の税率の特例として森林環境税を課することとした。

2 賦課徴収

森林環境税は、3の(1)に定めるところにより県民税の個人の均等割の税率に加算し、及び3の(2)に定めるところにより県民税の法人等の均等割の税率に加算して賦課徴収することとした。

3 県民税の均等割の税率の特例

(1) 平成十八年度から平成二十二年度までの各年度分の県民税の個人の均等割の税率は、県税条例の規定にかかわらず、県税条例に定める額に五〇〇円を



加算した額とすることとした。

- (2) 平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法第五十二条第二項第三号若しくは第四号の期間に係る県民税の法人等の均等割の税率は、県税条例の規定にかかわらず、県税条例に定める額に、当該額の百分の五を乗じて得た額を加算した額とすることとした。

4 施行期日

平成十八年四月一日から施行することとした。

◇奈良県国民保護対策本部等に関する条例

一 総則

趣旨

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、奈良県国民保護対策本部及び奈良県緊急対処事態対策本部に関し必要な事項並びに奈良県国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとした。

二 奈良県国民保護対策本部及び奈良県緊急対処事態対策本部

1 組織

- (1) 奈良県国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、奈良県国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）の事務を総括することとした。
- (2) 奈良県国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理することとした。
- (3) 対策本部に本部長、副本部長及び奈良県国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）のほか、必要な職員を置くこととした。
- (4) (3)の職員は、県の職員のうちから、知事が任命することとした。
- (5) 本部員及び(3)の職員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事することとした。

2 会議

- (1) 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下2において「会議」という。）を招集する

こととした。

- (2) 本部長は、法の規定により国の職員その他県の職員以外の者を会議に出席させ、又は法の規定により防衛庁長官が指定する職員を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができることとした。

3 部

- (1) 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができることとした。

- (2) 部に属すべき本部員は、本部長が指名することとした。

- (3) 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たることとした。

- (4) 部長は、部の事務を掌理することとした。

4 現地対策本部

- (1) 奈良県国民保護現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に、現地対策本部長及び現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員及び(3)の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てることとした。

- (2) 奈良県国民保護現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理することとした。

5 その他

- 1 から4までのほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定めることとした。

6 準用

- 1 から5までの規定は、奈良県緊急対処事態対策本部について準用することとした。

三 奈良県国民保護協議会の組織及び運営

1 委員及び専門委員

- (1) 奈良県国民保護協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、五十人以内とすることとした。
- (2) 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。こととした。

2 会長の職務代理

- 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理す

ることとした。

3 会議

- (1) 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となることとした。
- (2) 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができないこととした。

- (3) 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによることとした。

4 幹事

- (1) 協議会に、幹事を置くこととした。

- (2) 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから知事が任命することとした。

- (3) 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐することとした。

5 部会

- (1) 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができることとした。

- (2) 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名することとした。

- (3) 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たることとした。

- (4) 部会長は、部会の事務を掌理することとした。

- (5) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理することとした。

6 その他

- 1 から5までのほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めることとした。

四 施行期日

公布の日から施行することとした。

◆奈良県砂防指定地等管理条例

1 定義

- (1) この条例において「砂防指定地」とは、砂防法(以下「法」という。)第二条の規定により指定された土地をいうこととした。

- (2) この条例において「砂防設備」とは、法第一条に規定する砂防設備をいう

こととした。

2 制限行為

砂防指定地において、次のアからクまでのいずれかに掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならないこととした。

ア 建築物又は工作物の新築、増改築、移転又は除却

イ 土地の掘削、盛土、切土その他土地の現状を変更する行為

ウ 土石(砂を含む。)の採取若しくは鉱物の採掘又はこれらの集積若しくは投棄

エ 立木竹の伐採又は枝払い

オ 樹根、芝草、あし、かや、笹又は埋もれ木の採取

カ 木竹、土石等の滑下による運搬

キ 家畜の放牧又は係留

ク 火入れ又はたき火

3 砂防設備の占有

砂防設備(知事以外の者がその権原に基づき管理する土地に存する砂防設備を除く。以下7及び21の(3)の一部において同じ。)を占有しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならないこととした。

4 許可の期間

2及び3の許可の期間は、五年以内とする事とした。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りでないこととした。

5 変更許可

2又は3の許可を受けた者は、当該許可を受けた事項について変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならないこととした。

6 許可の条件

知事は、2、3又は5の許可に治水上砂防のため必要な条件を付することがあることとした。

7 許可の特例

国、他の地方公共団体又は知事が別に定める公社、公団、独立行政法人若し

くは地方独立行政法人が砂防指定地において2の(1)から(8)までのいずれかに掲げる行為又は3の砂防設備の占用をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議することをもって足りるものとする。この場合においては、当該協議が成立することをもって2又は3の許可があったものとみなすこととした。当該成立した協議の内容を変更しようとするときも、同様とする。こととした。

8 許可に基づく地位の承継

- (1) 2及び3の許可を受けた者の相続人その他の一般の承継人は、被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継することとした。
- (2) 2の許可を受けた者から当該許可に係る行為を行う権原を取得した者は、当該許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継することができることとした。

- (3) (1)及び(2)により地位を承継した者は、その承継の日から十日以内に、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならないこととした。

9 権利の譲渡

- (1) 3の許可に基づく権利は、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければ、譲渡してはならないこととした。

- (2) (1)の許可に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可に基づく地位を承継することとした。

10 標識の設置

- 2又は3の許可を受けた者は、当該許可期間中、当該許可に係る行為又は占用の場所に、規則で定めるところにより、許可標識を掲示しておかなければならないこととした。

11 新たに砂防指定地となった場合の特例

- (1) 砂防指定地の指定の際現に当該砂防指定地内において2に掲げる行為を行っている者は、当該行為について、当該指定の日から一年間は、2の許可を受けたものとみなすこととした。

- (2) (1)に該当することとなる者は、(1)の指定の日から三十日以内に、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならないこととした。

12 砂防設備占用料の徴収

- (1) 知事は、3の許可を受けた者（7又は11の許可を受けたものとみなされる者を含む。）から占用料（以下「砂防設備占用料」という。）を徴収することとした。

- (2) 河川法が適用され、又は準用される河川において3の許可を受けた者からは、(1)にかかわらず、砂防設備占用料は徴収しないこととした。

13 砂防設備占用料の額

砂防設備占用料の額は、奈良県流水占用料等に関する条例別表第2の規定の例により算出して得た額とすることとした。

14 減免

知事は、12の(1)により砂防設備占用料を納付すべき者の占用が次のいずれかに該当するときは、その者の申請に基づき、12の砂防設備占用料を減免することができることとした。

- (1) 国及び地方公共団体が公共事業又は公共の利益となる事業のためにする場合に当該事業のためにする占用であつて知事が適当と認めるとき。

- (2) (1)に掲げるもののほか、知事が特別の理由があると認めるとき。

15 砂防設備占用料の納付

砂防設備占用料は、知事の定める日までに納付しなければならないこととした。ただし、許可の期間が引き続き二会計年度以上にわたる場合においては、許可を受けた日の属する年度の翌年度以降の年度の砂防設備占用料は、当該会計年度の四月末日までに納付しなければならないこととした。

16 還付

徴収した砂防設備占用料は、還付しないこととした。ただし、次のいずれかに該当するときは、既に納付した砂防設備占用料の全部又は一部を還付することができることとした。

- ア 天災その他不可抗力により砂防設備の占用が不可能となったとき。
- イ アに掲げるもののほか、知事が特別の理由があると認めるとき。

17 監督処分

- (1) 知事は、次のアからウまでのいずれかに該当する者に対して、その許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は工事その他の行為の中止、工作物その他の施設の改築、移転若しくは除却、当該工作物

その他の施設の設置若しくは工事その他の行為により生じる損害を防止するために必要な施設を設置すること若しくは原状に回復すべきことを命ずることができることとした。

ア この条例の規定又はこれに基づく処分違反した者

イ 6の規定による許可に付した条件に違反した者

ウ 偽りその他不正な手段により2又は3の許可を受けた者

(2) 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、2又は3の許可を受けた者（7又は11の許可を受けたものとみなされる者を含む。）に対し、

(1)の処分をし、又は(1)の必要な措置を命ずることができることとした。

ア 法第一条に規定する砂防工事を施行するためやむを得ない必要が生じたとき。

イ 砂防指定地又は砂防設備の管理に著しい支障が生じたとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

18 原状回復等

2又は3の許可を受けた者は、当該行為若しくは占用が終了したとき又は当該許可の期間が満了したときは、行為に係る土地について砂防のため必要な措置をし、又は砂防設備を原状に復しななければならないこととした。

19 罰則

(1) 2の許可を受けずに2のアからクまでに掲げる行為をした者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は二万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処することとした。

(2) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、(1)の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対して、(1)の罰金刑又は科料刑を科することとした。

20 その他

21 施行期日等

(1) 平成十七年四月一日から施行することとした。  
(2) 奈良県砂防指定地において制限すべき行為を定める条例（平成十五年三月奈良県条例第四十六号）は、廃止することとした。

(3) その他所要の経過措置を置くこととした。

◇奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

1 長期継続契約を締結することができる契約

地方自治法施行令に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとすることとした。

(1) 電子計算機、複写機その他事務用機器（これらに付随して使用する物品を含む。）の借入れに関する契約

(2) 電子計算機（これに付随して使用する物品を含む。）の保守業務又は運用業務の委託に関する契約

(3) 庁舎（これに付随する機械設備等を含む。）の管理業務の委託に関する契約

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、次に掲げる契約であつて規則で定めるもの

ア 物品を借り入れる契約で、商慣習に基づき翌年度以降にわたり契約を締結することが一般的であるもの

イ 役務の提供を受ける契約で、年間を通じて当該役務の提供を受けるもの

2 施行期日

平成十七年四月一日から施行することとした。

◇奈良県立図書情報館条例

1 設置

県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、奈良県立図書情報館（以下「情報館」という。）を奈良市に設置することとした。

2 事業

情報館は、次に掲げる事業を行うこととした。  
ア 図書館法に掲げる事項に関すること（当該事項を効率的かつ効果的に行うための調査研究に関することを含む。）。

イ インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて発信され、又は閲覧の提供を受けた情報を使用及び研究の用に供するとともに、収集



- した資料を電子情報として作成し、発信すること。
- ウ 本県に関する歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うこと。
- エ アからウまでに掲げるもののほか、情報館の設置目的を達成するために必要な事業
- 3 使用の承認
- (1) 情報館の別表に掲げる施設、設備等を使用しようとする者は、奈良県教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならないこととした。
- (2) 委員会は、次のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認をしないことができることとした。
- ア 情報館の設置目的に違反するとき。
- イ 公益を害するおそれがあるとき。
- ウ 情報館の施設、設備等を損傷し、又は滅失させるおそれがあるとき。
- エ 情報館の管理上支障があるとき。
- (3) 委員会は、使用の承認をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができることとした。
- 4 使用の承認の取消し等
- 委員会は、次のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができることとした。
- ア この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。
- イ 偽りその他不正の手段によって使用の承認を受けたとき。
- ウ 使用の承認の条件に違反したとき。
- エ 3の(2)のいずれかに該当することとなったとき。
- オ 公益上特に必要があるとき。
- 5 使用料
- (1) 使用の承認を受けた者は、次の表に定める額の使用料を前納しなければならぬこととした。ただし、教育委員会規則で定める場合には、後納することができることとした。

施設	使用料		デジタルスタジオ	オーサリングルーム	セミナールーム	交流ホール	普通自動車	小型自動車	乗合型自動車
	午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)							
施設	午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	一時間につき七〇〇円	一時間につき三五〇円	三、〇〇〇円 四、〇〇〇円 七、〇〇〇円 二、六〇〇円 六、六〇〇円 九、六〇〇円	六、三〇〇円 八、四〇〇円 一四、七〇〇円 六、〇〇〇円 一四、四〇〇円 二〇、七〇〇円	一日一回一時間以内につき一〇〇円	普通自動車	乗合型自動車

る。
び軽
自動
車(
二輪
自動
車を
除く。

注

- 1 使用時間が一時間未満であるとき又は使用時間に一時間未満の端数があるときは、当該使用時間及び端数時間を一時間として計算することとした。
  - 2 交流ホールを利用するときの使用料は、それぞれ次に掲げる利用区分に応じ、それぞれ次に掲げる額とすることとした。
    - 一 三分の二を使用する場合 この表に定める額に三分の二を乗じて得た額
    - 二 三分の一を使用する場合 この表に定める額に三分の一を乗じて得た額
  - 3 「乗合型自動車」とは道路整備特別措置法施行令第一条の七第三項第三号に規定するものを、「普通自動車」とは同項第一号に規定するものを、「小型自動車」及び「軽自動車」とは道路運送車両法第三条に規定するものをいうこととした。
  - (2) 知事は、特別の理由があると認めるときは、前項の使用料の全部又は一部を免除することができることとした。
  - (3) 既納の使用料は、還付しないこととした。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでないこととした。
- 6 損害賠償
- (1) 情報館の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならぬこととした。

- (2) 知事は、(1)の場合において、損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、賠償責任の全部又は一部を免除することができることとした。

7 入館の拒否等

- (1) 委員会は、情報館に入館しようとする者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その者の入館を拒否することができることとした。
  - ア 他人に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
  - イ 情報館の施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (2) 委員会は、情報館に入館した者が(1)のいずれかに該当すると認めるとき、又はその指示に従わないときは、その者に対して、退館を命ずることができるとした。

8 職員

情報館に、法令に定めがあるもののほか、必要な職員を置くこととした。

9 その他

この条例に定めるもののほか、情報館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めることとした。

10 施行期日等

- (1) 平成十七年四月一日から施行することとした。ただし、2から7までは、規則で定める日から施行することとした。
- (2) 奈良県立図書館設置条例(昭和二十六年三月奈良県条例第二十三号)は、廃止することとした。

条 例
--------

奈良県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県条例第二十五号

奈良県個人情報保護条例の一部を改正する条例

奈良県個人情報保護条例(平成十二年三月奈良県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十三条」を「第五十四条」に、「第五十四条―第五十九条」を「第五十五条―第六十条」に、「第六十条」を「第六十一条」に、「第六十一条・第六十二条」を「第六十二条・第六十三条」に、「第六十三条―第六十七条」を「第六十四条―第六十八条」に改める。

第二条第二号中「監査委員」の下に、「公安委員会、警察本部長」を加える。

第五条第二項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第六号の次に次の一号を加える。

五 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。

第五条第三項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。

第五条第四項中「第二項第七号又は前項第二号」を「第二項第八号又は前項第三号」に改める。

第六条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は当該実施機関以外の県の機関以外のものに提供する場合であつて、当該目的の達成に必要な限度で個人情報を提供し、かつ、当該個人情報を提供することについて特別の理由があると認められるとき。

第六条第三項第二号中「公益上の」を「前号に掲げる場合のほか、公益上の」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として警察庁又は他の都道府県警察に提供する場合であつて、個人

情報について必要な保護措置が講じられていると認められるとき。

第六条第四項中「第一項第六号又は前項第二号」を「第一項第七号又は前項第三号」に改める。

第十一条第四項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 犯罪の捜査に関する事務

四 国の安全その他の国の重大な利益に関する事務

第十一条に次の一項を加える。

五 実施機関は、第一項第五号の記録項目の一部、同項第六号に掲げる事項若しくは同項第七号の実施機関が定める事項の一部を登録簿に記載し、又は個人情報取扱事務について登録簿に登録することにより、個人情報取扱事務の性質上、当該個人情報取扱事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、その記録項目の一部、事項若しくは実施機関が定める事項の一部を記載せず、又はその個人情報取扱事務について登録簿に登録しないことができる。

第十四条第五号中「人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査」を「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」に改め、「おそれがある」の下に「と実施機関が認めることにつき相当の理由がある」を加える。

第五十一条の見出しを「(適用除外)」に改め、同条第三項中「漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十条第一項に規定する免許漁業原簿に記載されている」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 刑事訴訟に関する書類及び押収物に記載されている個人情報

二 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十条第一項に規定する免許漁業原簿に記載されている個人情報

第五十一条第四項を次のように改める。

4 第二節から前節までの規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察

官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更正緊急保護又は恩赦に係る個人情報(当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更正緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。)については、適用しない。

第五十一条第五項を削る。

第六十七条を第六十八条とする。

第六十六条中「第六十条第六項」を「第六十一条第六項」に改め、同条を第六十七条とし、第六十三条から第六十五条までを一条ずつ繰り下げる。

第五章中第六十二条を第六十三条とし、第六十一条を第六十二条とする。

第四章中第六十条を第六十一条とする。

第三章中第五十九条を第六十条とする。

第五十八条中「第五十六条」を「第五十七条」に改め、同条を第五十九条とし、第十四条から第五十七条までを一条ずつ繰り下げる。

第二章第六節中第五十三条を第五十四条とし、第五十二条を第五十三条とし、第五十一条の次に次の一条を加える。

(他の制度との調整)

**第五十二条** 法令又は他の条例(奈良県情報公開条例(平成十三年三月奈良県条例第三十八号)を除く。以下この項において同じ。)の規定により自己を個人情報の本人とする個人情報について開示を受け、又は訂正若しくは利用停止を求めることができるときは、当該法令又は他の条例の定めるところによる。

2 法令又は他の条例の定めるところにより実施機関が保有する自己を個人情報の本人とする個人情報について開示を受けた場合においては、当該個人情報を、開示決定に基づく開示又は第二十四条第三項の規定による開示を受けた自己を個人情報の本人とする個人情報とみなして、第二十六条第一項の規定を適用する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 公安委員会及び警察本部長は、この条例による改正後の奈良県個人情報保護条例(以下「改正後の条例」という。)第五条第四項、第六条第四項及び第十一条第四項五号の規定により奈良県個人情報保護審議会の意見を聴くこととされている事項については、この条例の施行の日においても奈良県個人情報保護審議会に意見を聴くことができる。

3 この条例の施行の際現に行われている公安委員会及び警察本部長の個人情報取扱事務に係る改正後の条例第十一条第二項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、奈良県個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成 年 月奈良県条例第号)の施行後遅滞なく」とする。

奈良県立学校における授業料等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県条例第二十六号

奈良県立学校における授業料等に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良県立学校における授業料等に関する条例の一部改正)

**第一条** 奈良県立学校における授業料等に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号及び第二号中「五十二万八千八百円」を「五十三万五千八百円」に、同項第三号中「二十六万四百円」を「二十六万七千九百円」に、同項第四号中「三十七万九千二百円」を「三十九万円」に、同項第五号中「十万八千円」を「十一万五千